

福岡市政担当記者各位

子ども未来局子ども部子ども発達支援課

不妊・不育に関する助成事業の拡充について

子どもを望む方々の経済的負担の軽減を図るため、国における特定不妊治療費（体外受精・顕微受精）助成事業の拡充に合わせて、本市においても下記の通り助成を拡充します。

また、本市独自に助成を行っている一般不妊治療費（人工授精）助成事業および不育症検査費・治療費助成事業についても、対象者の要件を拡充します。

記

1 申請受付開始 **令和3年2月25日（木）**

※申請窓口は各区保健福祉センター健康課または福岡市不妊専門相談センター（福岡市役所地下1階）

2 概要

<特定不妊治療費助成事業>

○拡充の内容（対象者要件の拡充・助成額の増額など）

	現行の助成制度	拡充後の助成制度
対象者	法律婚の夫婦	法律婚の夫婦 および 事実婚の関係にある夫婦
所得制限	730万円未満（夫婦合算の所得）	撤廃
対象年齢	妻の年齢が43歳未満	妻の年齢が43歳未満
助成額	1回15万円（初回のみ30万円） ※採卵を伴わない治療等1回7.5万円 ※男性不妊治療1回15万円（初回のみ30万円）	1回 30万円 ※採卵を伴わない治療等1回 10万円 ※男性不妊治療1回 30万円
助成回数	通算6回まで （40歳以上43歳未満は3回まで）	出産ごと 6回まで （40歳以上43歳未満は3回まで）

○対象となる治療

令和3年1月1日以降に終了した治療

<一般不妊治療費助成事業、不育症検査費・治療費助成事業>

○拡充の内容（対象者要件の拡充）

	現行の助成制度	拡充後の助成制度
対象者	法律婚の夫婦	法律婚の夫婦 および 事実婚の関係にある夫婦
所得制限	730万円未満（夫婦合算の所得）	撤廃

○対象となる検査・治療

令和3年1月1日以降に実施した一般不妊治療（人工授精）

令和3年1月1日以降に実施した不育症の検査および令和3年1月1日以降に終了した不育症の治療

<問い合わせ先>

子ども未来局子ども部子ども発達支援課
711-4174（内線1747）
担当 吉田